

「いじめ防止対策推進法」及び、町田市の「いじめ防止基本方針」を受け、次のように本校の「学校いじめ基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。また、いじめ防止の具体的な取組の中心となる組織として「学校いじめ対応チーム」を設置し、月1回の定例会議を開くものとする。また、重大事態への疑義が生じた際には臨時の会議を開くものとする。

(1) いじめ防止等における学校の基本理念

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

町田市立本町田東小学校では、この基本理念の下、かけがえのない児童たちがいじめによって悩み、苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいく。

①いじめの防止

- 児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、すべての学級で「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。
- 年間3回のいじめ防止に関わる職員研修を実施し、いじめの未然防止に務める。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、児童がストレス等に適切に対処できる力を育む。
- 全ての児童が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくりを行っていく。
- いじめ問題に対しては、保護者（家庭）や地域、関係機関と一体となって取り組んでいく。

②早期発見

- 児童が、不安や悩み等について、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。
- 児童の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確にかかわり、いじめを隠

したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知すること、また、一人で判断することなく「学校いじめ対応チーム」を中心として組織的に情報を共有し、判断し対応する。

- いじめの早期発見のために、毎月「心のアンケート」を実施する。
- 「心のアンケート」だけでいじめの有無を判断するのではなく、普段の児童の様子を丁寧に観察し、いじめの兆候を見逃さないようにする。
- 「心のアンケート」の結果については、担任だけではなく複数の教員及び管理職で確認をする。
- 保護者（家庭）や地域と連携した児童の見守り体制をつくる。

③早期対応

- いじめへの対処は、「学校いじめ対応チーム」を中心として組織的に行う。
- いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けている児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、継続した見守り、支援を行う。
- いじめの行為に対しては、毅然とした指導を行い、直ちにその行為をやめるように指導する。併せて、いじめをしたとされる児童に対しては、事情を確認するだけではなく、周囲の情報も収集して適切に指導及び継続的な支援を行う。
- いじめへの対処は学校だけではなく、保護者（家庭）と連携し、事案によっては教育委員会や関係機関と連携する。
- 重大事態が疑われる場合には、速やかに関係機関と連携し対応する。

（２）学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応のための具体的な取組

①いじめを「防ぐ」（未然防止）

いじめは、どの児童にも起こり得るということを踏まえ、学校は、いじめの未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に向けて、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるようにする。

いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実により、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。特に、発達障がいを含む障がいがある児童、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童、災害等により被災した児童等、人権上の配慮が必要な児童については、日常的に保護者と連携しながら、他の児童に対して適切な指導を行う。

さらに、「SNS学校ルール」について指導を行い、インターネットや携帯電話を利用したいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について、**校長講話、学級指導等の機会**を捉え、全ての児童を対象として、全教職員が計画的に指導を行う。

上記の趣旨を踏まえ、**全ての学級で、「いじめに関する授業」を年間3回以上実施**する。

- 児童同士の心のつながりを育む取組を意図的・計画的に行う。
- 普段から児童と密接に関わり、児童理解に努め、児童の立場に立って気持ちを受け止める。
- 普段から、教員同士及び教員と保護者とも密な情報交換をしておく。
- カウンセリングマインドを生かした指導を心がける。（傾聴・受容）

②いじめに「気付く」（早期発見）

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、「町田市立学校 心のアンケートチェックリス

ト」や「町田市立学校いじめ・虐待防止等のチェックリスト」などを活用し、全教職員で実施する等、具体的

に取り組む。また、学校は、毎月実施する心のアンケートや教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、児童からいじめの相談があったときは、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。児童がいじめを受けていても、心のアンケートで「いじ

められている」旨の回答をしない場合があることに留意する。さらに、「インターネット上で行われるいじめに

対しては、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は、情報モラル教育（※）の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

※ 情報モラルについては、（Machida Next Education～いつでも どこでもだれとでも～ 家庭学習推進の手引き）を参照。

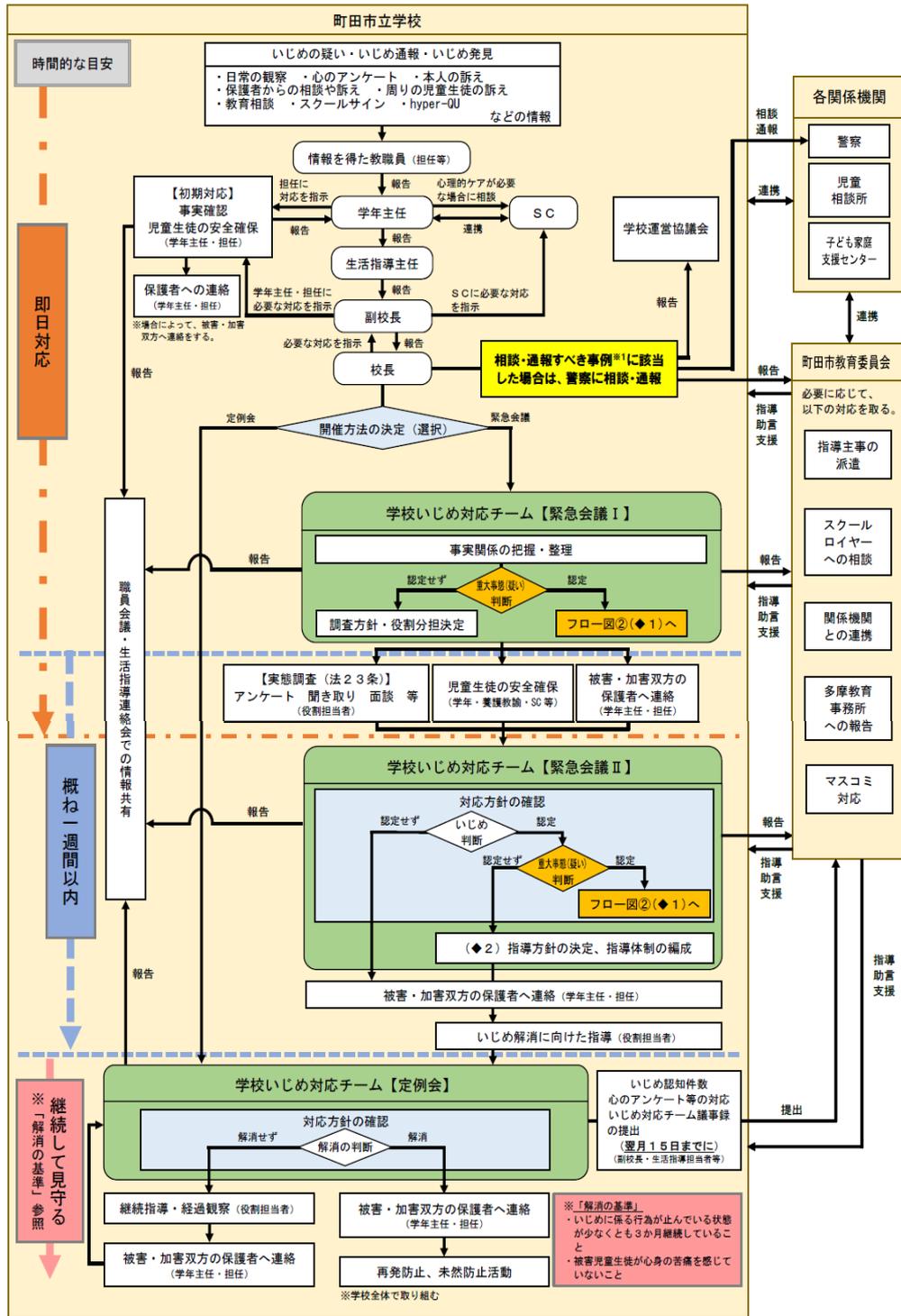
- 休み時間や放課後の雑談等の機会に児童の様子に目を配るなど、学級担任等による日常的な児童への声掛けと様子の観察を行う。児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、児童に安心感を与えるとともに、いじめ発見にもつながることがある。
- いじめを含め、児童が抱える悩みや不安等を幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じるため、学級担任等は定期的に個人面談を実施する。
- 日常生活の中での教職員からの声掛け等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- 心のアンケートを毎月実施し、いじめやいじめの疑いがある事例及びいじめに発展する心配がある事例等について、情報を的確に把握し迅速に対応する。また、教職員の児童理解を深め、日常の指導に生かす。
- 教職員が輪番制等により、校門や玄関で、登下校時に児童へ挨拶を行い、様子をきめ細やかに観察する。

③いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、指導・支援が必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、また対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない、という意識を教職員が共有する。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。学校いじめ対応チームにおいて情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認や、ケース会議などを行い、組織的に対応方針を決定する。いじめを受けた児童を徹底して守り通すことが必要であり、併せて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめを行った児童に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた児童の意向にも配慮した上で、警察と連携して対応していく。

(3) いじめ対応の具体的な取組と流れ

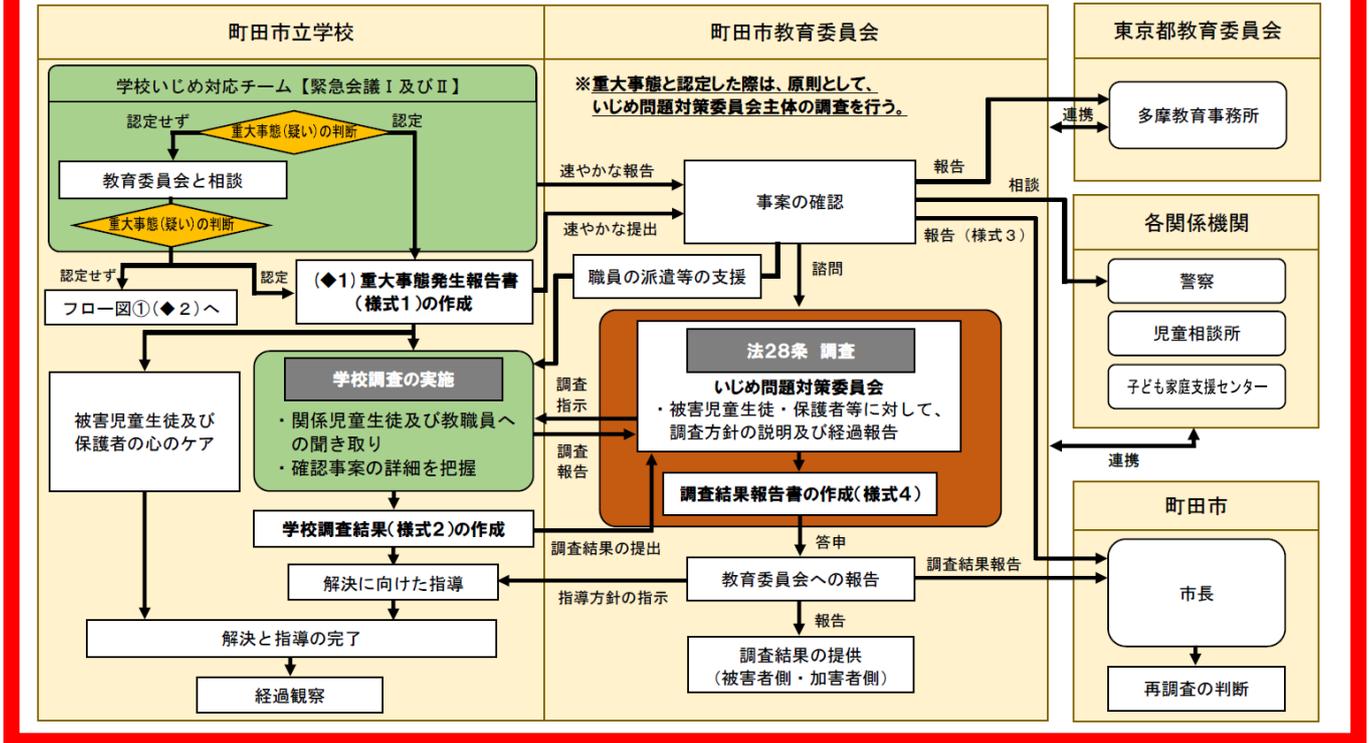
2024年町田市教育委員会発行「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（教職員向け）いじめ防止の取組推進」に準じます。



※1 相談・通報すべき事例（令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」文部科学省）

横行	ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンや靴を脱がす。	自殺関与	同級生に対して「死ぬ」と言って嘔吐し、その同級生が自殺を決定して自殺した。（自殺を企図した場合を含む）
偽害	感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けがをさせる。	名誉棄損、侮辱	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。
強制わいせつ	断れば危害を加えると脅し、性器や胸、お尻を触る。	児童ポルノ提供等	同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真、動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真、動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真、動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真を、動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。
恐喝	断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。	私的性的画像記録提供（ペンシルポルノ）	元交際相手と別れた際に性的な写真、動画をインターネット上に公表する。
窃盗	靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。		
器物損壊等	自転車やカッターで切り裂く。		
強要	度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。		
脅迫	本人の裸などが写った写真、動画をインターネット上で拡散すると脅す。		

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ



(4) いじめが発見されたときの具体的な対応の流れ

2024年町田市教育委員会発行「いじめ早期発見・早期対応リーフレット(教職員向け)いじめ防止の取組推進」に準じます。

【いじめ発見時の対応】

① いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守り通す

- ・ いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。
- ・ 状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- ・ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などについて、いじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からもできる限り詳しく情報を集め、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示の下に教職員間の連携と情報共有を随時行う。

<把握すべき情報例>

- ◇ 誰が誰をいじているのか? 【加害者と被害者の確認】
- ◇ いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
- ◇ どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? 【内容】
- ◇ いじめをしてしまった動機、背景は何か? 【要因】
- ◇ いじめのきっかけは何か? 【背景】
- ◇ いつ頃から、どのくらい続いているのか? 【期間】

【いじめが起きた場合の対応】

① いじめられた児童に対して

<児童に対して>

- ・事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

<保護者に対して>

- ・発見したその日のうちに、電話連絡や家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた児童に対して

<児童に対して>

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童の背景にも目を向け、成長支援という観点をもちながら指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちをいじめられた側の立場にたって認識させる。

<保護者に対して>

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

③ 周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関する体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

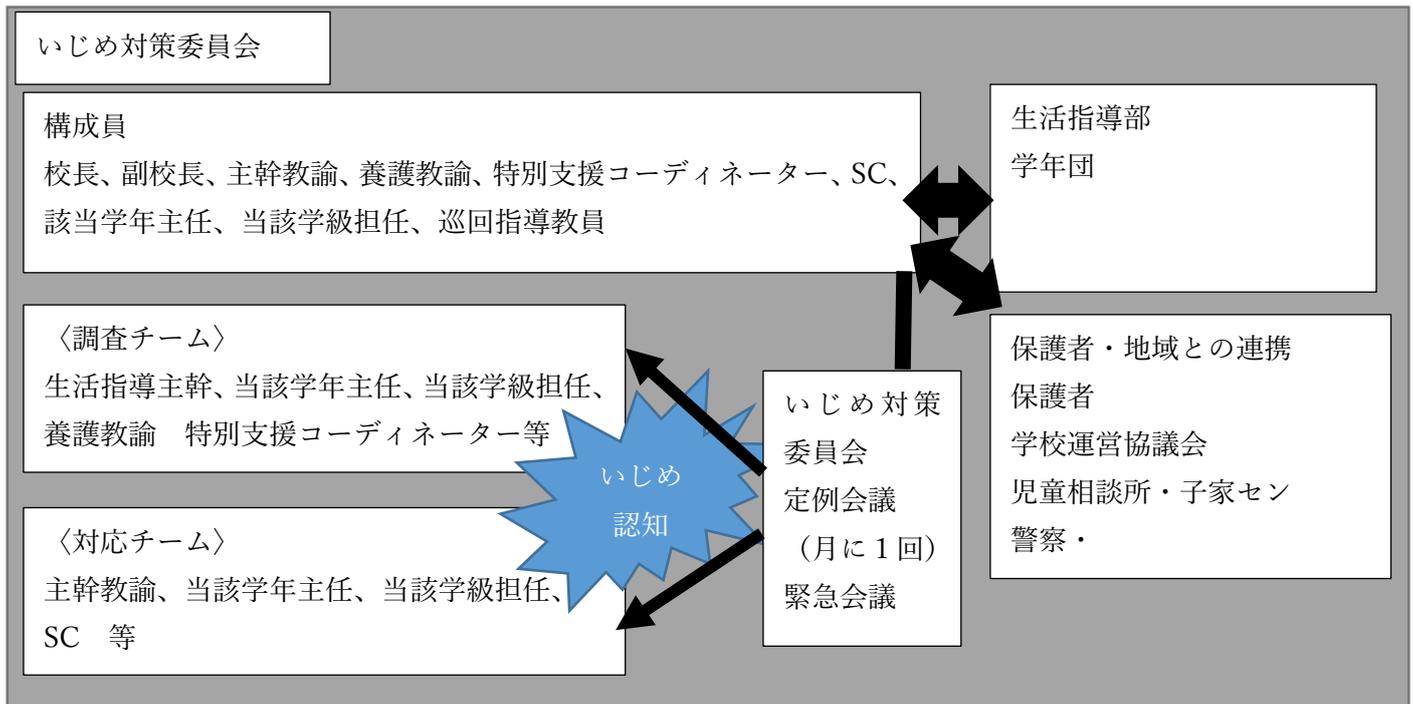
- ・いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察（少なくとも3ヶ月を目安とする）を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・スクールカウンセラー等の教育相談の機会の設定、担任教員と当該児童との日記や手紙などの方法で積極的に関わることなどを通して、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻せるよう支援

する。

- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関機関との連携を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめのない学級づくり、学校づくりへの取組を強化する。

初期対応の流れ	取組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へいじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

(5) 「学校いじめ対応チーム」の構成と役割



(6) いじめ防止のための教員の研修計画

年3回の職員研修を行う。校内での若手研修会やOJTで、日常的にいじめ防止について研修を行う。

(7) いじめに関する授業計画

いじめに関する授業を、学級活動や特別の教科 道徳等の授業時間を活用し、年3回以上、全学級が行う。

	主な取り組み		いじめ防止のための教員の研修 (職員研修 年3回)	いじめに関する授業 (年間3回以上)	
4月		一年生を迎える会		学級活動「どうぞ、よろしくねの会をしよう」(全学年)	
5月		生活指導全体会 あいさつ週間		学級活動「雨の日の遊び方を考えよう」(全学年)	
6月		ふれあい月間 いじめ防止教材を活用した授業の実施	いじめ防止基本方針について 町田市いじめ防止基本方針と本町田東小学校いじめ防止基本方針について	特別の教科 道徳 1年「こころはっぱ」 2年「かっぱ わくわく」 3年「いいち、にいつ、いいち、にいつ」 4年「わたしの見つけた小さな幸せ」 5年「ノンステップバスでのできごと」 6年「ピアノの音が…」	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 年間を通じた取り組み 心のアンケートの実施、いじめ対策委員会、東っ子タイム、OJT、若手研修会 </div>					
7月			Hyper QUとその活用について 「学級経営と子供の友達関係の構築に生かす」	親子スマホ教室(5・6年) インターネット、SNSを使ったいじめの防止	
8月			個人面談		
9月			スクールサインとその活用や周知について 「インターネットやSNSを使ったいじめを防止するために」		
10月			道徳授業地区公開講座		
11月			ふれあい月間 いじめ防止教材を活用した授業の実施	特別の教科 道徳 1年「ダメ」 2年「おれた ものさし」 3年「しょうたの手紙」 4年「いっしょになって、わらっちゃだめだ」 5年「転校生がやってきた」 6年「ばかじゃん」	
12月			個人面談		
1月				人権教育としての理解啓発授業 1・4年 ひとみの教室より 2・6年 きこえの教室より 3・5年 ことばの教室より	
2月			6年生を送る会		
3月		会	学級活動「クラスのおわかれ会をしよう」(全学年)		